

## 女性リーダー養成事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 女性リーダー養成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、公立大学法人福岡女子大学（以下「補助事業者」という。）が実施する女性トップリーダー育成研修事業に要する経費に補助を行うことにより、より良い社会づくりに貢献することのできる女性リーダーの育成を推進することを目的とする。

### (補助対象経費、補助率等)

第3条 この補助金の対象となる経費は、補助事業者が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

### (申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により、知事に申請しなければならない。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

### (事業変更等の承認)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助事業の目的を変更するものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫によって事業計画の変更を行うことが、より効果的に補助事業の目的を達成できると考えられる場合又は補助目的及び事業効率に関

係ない事業計画の細部の変更である場合) については、この限りではない。

2 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消)

第7条 知事は、補助事業者が規則に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消すことができる。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、相当と認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額の確定を行い、様式第6号により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定額は、補助事業に要した実支出額と交付額とを比較して、いずれか少ない額とする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、補助事業に係

る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備、保存しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業により取得した財産は、規則第20条の規定に基づき処分を制限され、制限する期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行し、平成29年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月2日から施行し、平成31年度から平成33年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和5年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和7年度までの補助金について適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	女性トップリーダー育成研修事業
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	10 / 10 ただし予算の範囲内で補助する

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

女性リーダー養成事業費補助金交付申請書

福岡県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

（記名押印又は署名）

標記補助金の交付を受けたいので、女性リーダー養成事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円

（添付書類）

（1）事業計画書（様式第1号-2）

（2）収支予算書（様式第1号-3）

様式第1号-2 (第4条関係)

## 事業計画書

1. 事業名

2. 事業実施予定期間

3. 事業実施の目的

4. 事業内容

様式第1号-3 (第4条関係)

収支予算書

事業名：

1. 収入の部

項目	金額	備考
合計		

2. 支出の部

	項目	金額	備考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	合計		

女性リーダー養成事業費補助金交付決定通知書

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付で交付申請のあった女性リーダー養成事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条及び女性リーダー養成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下記により円を交付します。

年 月 日

福岡県知事

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容は、年 月 日に提出された申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、その旨をすみやかに知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 この補助金の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。
- 5 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、整備保存しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

女性リーダー養成事業費補助金に係る（変更・中止・廃止）承認申請書

福岡県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

（記名押印又は署名）

年 月 日付 第 号で交付決定された、標記補助事業に係る（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、女性リーダー養成事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の理由

2 （変更・中止・廃止）の内容

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

女性リーダー養成事業費補助金概算払請求書

福岡県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

（記名押印又は署名）

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記補助金の概算払を受けたいので、女性リーダー養成事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 概算払請求額   | 円 |
| 2 | 補助金受領状況  |   |
|   | 補助金交付決定額 | 円 |
|   | 概算払受領済額  | 円 |
|   | 今回請求額    | 円 |
|   | 残 額      | 円 |
| 3 | 概算払の理由   |   |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

女性リーダー養成事業実績報告書

福岡県知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

（記名押印又は署名）

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業を完了したので、女性リーダー養成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を次の書類を添えて報告します。

（添付書類）

（1）事業報告書（様式第5号－2）

（2）収支精算書（様式第5号－3）

様式第5号-2 (第10条関係)

## 事業報告書

1. 事業名

2. 事業実施期間

3. 事業実施の目的

4. 事業内容

収支精算書

事業名：

1. 収入の部

項目	金額	備考
合計		

2. 支出の部

	項目	金額	備考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	合計		

女性リーダー養成事業費補助金確定通知書

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付で実績報告のあった女性リーダー養成事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。）第14条及び女性リーダー養成事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

福岡県知事

記

1 補助金の確定額 円